

令和 4 年

亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

## 亀山市教育委員会 4 月定例会会議録

### 1. 日 時

令和4年4月20日（水）午後1時30分開会

### 2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

### 3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	宮 村 由 久
2 番委員	宮 西 寛
3 番委員	吉 岡 洋 子
4 番委員	若 林 喜美代

### 4. 欠席委員

なし

### 5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	岡 安 賢 二
参事（兼）学校教育課長（以下参事学課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	松 尾 信 子
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
市民文化部文化課副参事（兼）まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという。）	山 口 昌 直

教育総務課主任主査(兼)教育総務グループリーダー(書記)(以下総務GLという。) 中野 貴 晶  
教育総務課教育総務グループ主任主査 早川 美 紀

## 6. 会議録署名者指名

1 番委員 ( 宮 村 由 久 委員 )

2 番委員 ( 宮 西 寛 委員 )

## 7. 会議録の承認

第3回臨時会、3月定例会

## 8. 教育長報告

教育長 (令和4年4月定例会教育長報告に基づき報告)  
(質問はなく、教育長報告を終わる。)

## 9. 請願

教育長 請願第1号「公立学校における「1年単位の变形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書(継続審議)」については、1月定例会に一度上程されたところであるが、その段階では県の要綱整備が行われておらず、この制度の導入についての是非を判断することは時期尚早と考え継続審議とした案件である。改めて事務局より説明を求める。

教育部長 公立学校における「1年単位の变形労働時間制」の導入を行わないことを求める請願書であります。みえ教育ネットワーク教職員ユニオン委員長大原敦子及び執行委員長長谷川祐希より、令和3年12月24日付けで提出された請願書について、亀山市教育委員会規則第10条第1項の規定に基づき、委員会の採否を求めるものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明します。

参事学課長 (資料に基づき説明)

教育長 働き方改革の一環として、文部科学省が教職員の1年単位の变形労働時間制を導入することを可能とすることについて発信をし、県立学校ではこの制度を導入することとして、実施要綱を策定されたということである。いわゆる資料4～5ページについては、

県立学校勤務の教職員対象のものである。そして、市町については、各自治体で実施の可否を含めて、要綱策定を行った上で、各学校がこの制度を利用するかしないかは任されることになる。また、この請願は県内の各自治体に同様に提出されたと聞いている。従って、事務局が県内の14市の対応状況についてまとめたものが資料として添付されている。はっきり申し上げると請願を受け入れた市はないということではないか。

参事学課長      ありません。

教育長           資料をみると、桑名市は請願の審議さえも行われていないが、すでに規則を作っていることとなっている。いなべ市は記載のとおりであるが、審議がされていないが考え方としては不採択と聞いている。四日市市、鈴鹿市も資料に記載の理由により不採択となっている。松阪市、伊勢市は既に規則を制定している。鳥羽市は今後規則の制定に向けて検討、志摩市も規則制定、伊賀市、名張市、尾鷲市、熊野市は検討中となっている。そのような県内の状況を受けて、事務局は請願について、提案はあるか。

参事学課長      非常に地域が近く交流が深い鈴鹿市と情報交換を行う中で、立ち位置等はある程度合わせていく必要があると考えています。その中で、鈴鹿市は「制度として、働き方の一つの方法として残したい」という意向があります。この制度については選択する・しないの選択の自由もあることから、一概に、この制度は行いませんと言いつけるのは如何なものかと考えています。基本的には、制度制定の方向で、今後他市町と調整をしながら動いていきたいと考えています。

教育長           県内の状況や事務局からの提案があったが、如何か。

若林委員       事務局の考え方に賛成である。一方、学校現場からはどのような意見が出ているのか。

参事学課長      年次有給休暇の取得が不十分な職員が多い中、複雑な運用を行うよりも有給休暇取得の推進を行う方が現実的ではという意見があることも聞いている。ただ、年休の付与自体が少ない職員もいて、最近学校では長期休業中に閉校日を設けている中で、その閉校日に年休がないため、学校に来ている職員もいますので、そのような方は選択するメリットもあろうかと思えます。

宮西委員       私も事務局の考え方に賛成である。少し民間的な話をさせてい

ただ、変形労働時間制の導入については民間企業でもよく聞く。その場合、監督署への届出、労使協定の締結等を行うが、もし今後制度の運用を行うこととなれば、同様の手続きを行うのか。また、先ほどの年次有給休暇については、民間企業では有給休暇は5日以上取得させることが義務となっているが、その辺りは如何か。

参事学課長 届出等については、民間企業と同様と考えています。また、有給休暇については5日以上、出来れば10日以上取得できるように校長会等で話をしています。取得については長期休業中が中心となりますが、5日に満たない職員はいないと認識しています。

宮村委員 変形労働時間制を導入して、総勤務時間の縮減については意味があると思うが、長時間労働を減らしていくことについては導入したからよくなるというものではないと考える。ただ、1つの方策として導入するのは良いことだと考える。

資料3ページの請願について、「一度決めた勤務時間は変更することが出来ない」となっているが、例えば重要案件や災害の発生等については対応が出来ないのか。県の要綱では変更できると認識したが、請願者の懸念についてどのように考えるか。

参事学課長 まず、通常は変更できないと考えています。例えば運動会が土曜日に開催予定となっており、その土曜日に勤務日を指定し、一方で日曜日を勤務日に指定していない場合、雨で順延すると勤務日を変更できないこととなります。ただ、資料5ページの県の要綱第6の2にある「条例第8条の4第1項の規定」は、非常災害が発生し、その勤務にあたらなければならない場合等のものであり、この規定に基づき勤務に充てることができます。非常災害、例えば南海トラフ地震が発生した場合は、この規定により変形労働時間をやめて通常勤務に戻すことは可能です。ただ、よほどの事、大きなことがない限り戻せないのが現実です。

宮村委員 では、運動会のような行事における順延等については対応できない、よって、その先生方は休みとなるのか。

参事学課長 そのとおりです。そうなりますので、最初からその時期について、変形労働時間を指定しないようにすることとなります。

教育長 天候に左右されるような行事等については、初めから指定しないということである。

宮村委員 例えば、学校現場でいじめが出た際、県の要綱第6の2のような形で対応するのか。

参事学課長 それも、第6の2の規定により、指定を解除して対応に当たることとなります。

宮村委員 総勤務時間の抑制については一つの方策として意味があり、この制度を導入することに問題ないと考える。かたや長時間労働の話もついてまわることとなるが、長時間労働については様々な取組をされているが、なかなか解決には至っていない。もう少し根本的な事、これは市教育委員会や県教育委員会では難しいことかもしれないが、先生方の働き方を根本から見直さないといけない。ちなみに県の附属中学校については、時間外労働の未払いについては是正勧告が出されたと記憶しているが。

教育長 附属中学校は公立ではないが、時間外労働の対価を支払っていなかったということで勧告を受けたため、遡って支払われ、現在は時間外手当がつくようになっていると聞いている。

宮村委員 繰り返すが、1つの方策として時間外勤務の縮減に繋がると考え、導入についてはいいと考える。

教育長 では、採決を行う。請願第1号について不採択とする委員は挙手願いたい。

(全員挙手)

教育長 請願第1号については不採択することに決した。

宮村委員 規則によると、「不採択と決定した場合はその理由を付して請願者にその旨通知すること」とあるが、今後作成するのか。

参事学課長 今後作成予定です。

教育長 本日の事務局の提案内容及び委員の皆様のご意見を反映し、文書作成については事務局一任でいいか。

委員全員 了承。

教育長 その上で、不採択となると亀山市としては要綱作成に入っていくということでもいいか。

参事学課長 他市の動向等を見ながら、作成に向けて考えていきたいと思えます。

教育部長 鈴鹿市等と足並みを揃えながら、作成していきたいと考えています。

教育長 作成の段階になれば教育委員会に報告があるのか。

総務GL 要綱作成となるため、議案となります。  
教育長 では、そのように進めていただきたい。

## 10. 議事

教育長 議案第21号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

専決第1号「亀山市教育支援委員会委員等の委嘱及び任命について」

教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、参事学課長より説明します。

参事学課長 (資料に基づき説明)  
(異議はなく、議案第21号は可決される)

教育長 議案第22号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 議案第22号から議案第28号につきましては、いずれも亀山市学校運営協議会委員の任期満了に伴う委員の交替に関する案件でございます。一括提案させていただいてよろしいでしょうか。

委員全員 了承

教育部長 議案第22号から第28号の専決処分した事件の承認については、学校運営協議会委員について任期満了に伴う委員の交替に関する案件ですので、一括提案させていただきます。専決処分した事件は、専決第2号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山西小学校）」、専決第3号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（井田川小学校）」、専決第4号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（川崎小学校）」、専決第5号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（野登小学校）」、専決第6号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（神辺小学校）」、専決第7号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（加太小学校）」、専決第8号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（中部中学校）」であります。亀山市教育委員会事務委任規則

第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、参事学課長より説明します。

- 参事学課長 (資料に基づき説明)
- 宮村委員 資料27ページの松田氏のルビが誤りのように見受けられるが、  
学事GL 訂正いたします。
- 宮西委員 資料15ページの内山氏の性別について誤りと思われる。  
学事GL 訂正いたします。
- 吉岡委員 資料39ページの前田氏について、区分が「会社員」だがこの  
区分はないのではないかと。
- 参事学課長 区分としては「保護者」となりますので、変更させていただきます。  
(ほかに異議はなく、議案第22号から28号は可決される)

教育長 議案第29号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の提案を求める。

教育部長 同じく議案第29号から議案第35号につきましては、いずれも亀山市学校運営協議会委員の人事異動等に伴う委員の交替に関する案件でございます。一括提案させていただいてよろしいでしょうか。

委員全員 了承

教育部長 議案第29号から第35号の専決処分した事件の承認については、三重県の人事異動等に伴う委員の交替に関する案件ですので、一括提案させていただきます。専決処分した事件は、専決第9号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山東小学校）」、専決第10号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山南小学校）」、専決第11号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（昼生小学校）」、専決第12号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（白川小学校）」、専決第13号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（関小学校）」、専決第14号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（亀山中学校）」、専決第15号「亀山市学校運営協議会委員の委嘱について（関中学校）」であります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規



定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、参事学課長より説明します。

参事学課長

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第29号から35号は可決される)

教育長

議案第36号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

専決処分した事件の承認についてであります。専決第16号「亀山市社会教育委員の委嘱について」であります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、参事生課長より説明します。

(資料に基づき説明)

参事生課長

(異議はなく、議案第36号は可決される)

教育長

議案第37号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

専決処分した事件の承認についてであります。専決第17号「亀山市公民館運営審議会委員の委嘱について」であります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、参事生課長より説明します。

参事生課長

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第37号は可決される)

教育長

議案第38号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長

専決処分した事件の承認についてであります。専決第18号「亀山市青少年育成指導委員の委嘱について」であります。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、参事生課長より説明します。

参事学課長 (資料に基づき説明)  
(異議はなく、議案第38号は可決される)

教育長 議案第39号「専決処分した事件の承認について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育部長 専決処分した事件の承認についてであります。専決第19号「亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について」です。亀山市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、委員会に報告し承認を求めるものです。詳細につきましては、まちGLより説明します。

まちGL (資料に基づき説明)  
(異議はなく、議案第39号は可決される)

## 11. 報告事項

教育長 報告事項1「亀山市児童生徒結核対策委員会委員の委嘱について」説明を求める。  
(総務課長詳細説明)  
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「亀山市準要保護児童生徒認定検討委員会委員の委嘱について」説明を求める。  
(総務課長詳細説明)  
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「亀山市中高連携推進委員会委員の委嘱について」説明を求める。  
(参事学課長詳細説明)

宮西委員 資料90ページ、新任の三谷敏夫氏の字は合っているか。  
参事学課長 「中央」の「央」に訂正させていただきます。  
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「生徒指導について」説明を求める。

(参事学詳細説明)

若林委員

資料9 4 ページ「令和3年度の不登校の状況については、前年度に比べて・・・」の部分で、2行目にある「コロナ感染不安による分散登校やオンライン授業の採用により、学習の困難さや意欲の低下、学校での人間関係づくりに影響した」とあり、そのとおりだと考えるが、オンライン授業がまるでいけないような書き方となっている。オンライン授業においても利点があったと思われるため、その利点についても記載していただきたい。少し誤解が生じると考えられる。

また、令和3年度の通級児童生徒が減っているという部分で、適応指導教室は減っているが、フリースペースかめっこが新たに開設され、そこに頼っているという説明いただいた内容を記載いただきたい。

参事学課長

今後、この資料をベースに市議会への説明資料等についても作成していきますので、先ほどのご意見も反映させていただきたいと考えています。確かに良かったこともたくさんありましたので、その事も分かるような形にしたいと思います。

教育長

この資料についても修正願いたいという意見だと考えるが、如何か。

参事学課長

本資料についても修正させていただきます。

教育長

関連であるが、「令和3年度の通級児童生徒数は・・・」とあり、「通級児童生徒」という言葉が突然出てくる。通級児童生徒というと、特別支援の通級児童生徒と一般的には捉えるが、適応指導教室への通級という記述がないので、なぜ「通級児童生徒」という言葉が突然出てくるのかという印象を受けた。

また、適応指導教室が定員オーバー気味だったのが、フリースペースかめっこの開設によって児童生徒が移ったことで、過密な過剰状態が解消され、それぞれ充実した対応ができているというように事であると考えられるため、資料を見直していただきたい。

参事学課長

そのように見直させていただきます。

吉岡委員

資料9 3 ページの未解消事案が10件あると記載されているが、認知件数27件があり、そのうち16件が解消とある。あと1件は何か。

また、資料9 4 ページの表について、フリースペースかめっこ

における表は男女別の記載がない。適応指導教室の表と整合させることについて如何か。

教研GL

1点目のご指摘ですが、27件のうち解消件数が16件、3か月経過せずに未解消の事案が10件となっており、残り1件については3か月以上経っていますが未解消の案件となっています。これについては詳細を説明させていただきましたが、いじめの加害者が特定されていないという案件となっています。よって、学校としても年度をまたいで引き続き経過観察等を行いたいということで、現在も解消に至っていないという現状のものです。

2点目については、適応指導教室の表と同様に男女別に記載するよう変更いたします。

教育長

全体27件あって、そのうち解消が16件ということで、解消していないのが11件ということが誰でも分かる。一方、3か月を経過せず未解消が10件と書いてあるため、後の1件は何かと多くの方が思うことが自然だと考えられる。後の1件の状況も明記する必要があると考えられる。

参事学課長

長期にわたり継続して見守っているケースであるため、この1件については、少し触れて特出しで記載したいと考えます。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項5「市内小中学校における総勤務時間縮減の取組について」説明を求める。

(参事学課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項6「亀山市青少年問題協議会委員の委嘱について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長

報告事項7「亀山市青少年総合支援センター運営協議会委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 8 「亀山市生涯学習推進会議委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 9 「亀山市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱及び任命について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 10 「亀山市かめやま人キャンパス推進委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 11 「亀山市立図書館整備推進委員会委員の任命について」説明を求める。

(参事生課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 12 「図書館利用状況について」説明を求める。

(図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 13 「亀山市ネコギギ保護指導委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(まちGL詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項 14 「亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会委員の委嘱について」説明を求める。

(まちGL詳細説明)

教育長 報告事項 13, 14 の委員については、新規の方なのか、継続

なのか。

まちGL 報告事項13、14、共に再任の委員です。  
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項15「令和4年度教育委員会事務局使命・目標について」説明を求める。

(教育部長詳細説明)

宮村委員 後期基本計画の作成が進行形と思われる中で、③にある中学校給食実施に向けて具体的な計画づくりとあるが、現在の状況について教えていただきたい。

教育部長 現時点でパブリックコメントを掛けているところではありますが、後期基本計画の最終案が示されています。それを踏まえて、少し前倒しにはなりますが、庁内で令和4年度からの事業実施の計画を進めているところです。先週よりヒヤリング等も行われており、各課で案の抽出を行っており、給食関係については、教育総務課で後期基本計画期間である令和4～7年度のスケジュールを含めて案を提出しているところです。明日、部長級職員の意見交換を行った上で、今後実施計画が決定されていくものとなります。

教育長 総合計画は6月議会で議決される見込みであるが、それに合わせて、新しい総合計画に則った主要事業の提案がなされているところである。6月議会にどのように提出していくかという段階であり、中学校給食はその中に盛り込んでいる。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項16「工事及び委託事業の発注状況について」説明を求める。

(総務課長、参事学課長、参事生課長詳細説明)

教育長 資料125ページ6番について、「新型コロナウイルス感染症に伴う入国制限によりALTが入国できなかった」とあり、本契約は7月末までの工期であるが、7月または8月には新しいALTが入国できる予定か。

教支GL 見込みとなりますが、その予定です。

教育長 出来なければどうするのか。

教支GL 令和2年9月と同様に、もう一度1名不足分を業務委託にて補

うことを考えています。

教育長 予算はどうするのか。

教支G L J E TプログラムのA L Tが8月以降入ってくることについての予算を確保していますので、その場合はこの予算の流用により対応を考えています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項17「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。

(総務課長、参事学課長、参事生課長、図書館長詳細説明)

(運動会における各教育委員の参加について、日程調整実施)

(質問はなく、報告を終わる。)

(報告事項18「後援事業について」資料確認)

教育長 報告事項19「亀山市図書館運営委員会委員の委嘱について」  
(図書館長詳細説明)

教育長 現図書館は8月末で閉館か。

図書館長 そのとおりです。

教育長 委員の任期は来年3月31日までとなっているが、実質、夏ごろまでの業務ということか。

図書館長 現図書館は9月1日から休館という扱いです。よって、新図書館開館前の1月25日で本要綱の廃止を考えています。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

## 12. その他

(生社G L：生涯学習計画の配布)

(参事学課長：教育訪問の日程について)

(総務課長：交通安全横断旗贈呈に伴う感謝状について)

## 13. 閉会

午後3時40分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員